

## 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 介護保険等事業経営管理委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が運営する介護保険等事業の健全な運営を図るため社協介護保険等事業経営管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 本委員会は、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 事業の採算の常時把握に関する事
- (2) 事業スタッフの労務管理に関する事
- (3) 事業実施に伴う苦情処理に関する事
- (4) 事業実施に伴う損害賠償に関する事
- (5) 事業の存廃及び変更に関する事
- (6) その他事業に付随する経営及び管理に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 会長        | 1名 |
| (2) 副会長       | 1名 |
| (3) 理事（各支所1名） | 3名 |
| (4) 知識経験者     | 1名 |

### (任期)

第4条 委員の任期は、理事の任期とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、また委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年5月23日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず会長が招集する。